

湘南地区メーデー実行委員会補助金の交付取扱要綱

制定 平成 4年4月1日

改正 平成23年4月1日

改正 平成28年6月1日

改正 令和 4年4月1日

改正 令和 7年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、湘南地区メーデー実行委員会が行う労働者の地位の向上及び福祉の増進を目的とする文化・交流事業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）（以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助対象経費及び補助の範囲は、湘南地区メーデー実行委員会が前条の目的で行う事業費に必要な経費とし、補助額は当年度の予算の範囲内とする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、湘南地区メーデー実行委員会補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業の着手日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画説明書 ※又はこれに代わる書類

(2) 収支予算書(第2号様式) ※又はこれに代わる書類

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、湘南地区メーデー実行委員会補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第5条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に着手するときにあつては、事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては、事業完了届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第6条 第4条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに湘南地区メーデー実行委員会事業計画変更承認申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、湘南地区メーデー実行委員会事業計画変更承認通知書(第7号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、この事業が4月1日から着手し、本市の補助金が主要な財源となっていることから、事業運営に支障のないよう規則により前払いとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けてから1箇月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第9号様式) ※又はこれに代わる書類

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、整備しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

第1号様式(第3条関係)

補助金交付申請書

第2号様式（第3条関係）

収支予算書

第3号様式（第4条関係）

補助金交付決定通知書

第4号様式（第5条関係）

事業着手届

第5号様式（第5条関係）

事業完了届

第6号様式（第6条関係）

事業計画変更承認申請書

第7号様式（第6条関係）

事業計画変更承認通知書

第8号様式（第8条関係）

事業実績報告書

第9号様式（第8条関係）

収支決算書